

専門教育科目

講義科目

授業科目名	労働保険徴収法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	奥村 禮司	FV54	2	2
<b>科目の概要</b>				
<p>労働保険徴収法は、労働者災害補償保険と雇用保険（以下、「労働保険」という。）の適用・徴収事務の一元化を目的として制定されたものである。したがって、両者の保険料徴収については、この労働保険徴収法でまとめて規定されている。</p> <p>本科目では、「労働保険関係の成立や消滅」「労働保険料の額や納付手続き、日雇労働者の印紙保険料、保険料の督促や滞納処分」「中小企業事業主等の事務簡素化のための組織である労働保険事務組合」などについて学習する。社会保険労務士本試験では、過去労働保険料の計算問題なども出題されている。</p>				
<b>科目の到達目標</b>				
<p>①適用・徴収事務の一元化のための労働保険の適用や消滅時期、届出や納付期限、事務処理効率化のための一括処理制度、労働保険料を自主納付するための概算保険料や精算するための確定保険料の計算方法、日雇労働者の印紙保険料の納付手続きなど、労働保険料の全般にわたる知識を習得できる。</p> <p>②労働災害防止促進のための制度や、中小企業事業主等の事務簡素化のための仕組みも理解できる。</p>				
テキスト	『労働保険徴収法』安全衛生普及センター			
<b>テキストの読み方</b>				
<p>①社会保険労務士本試験では、本科目はおおむね過去問題から出題される。過去問題の出題傾向をまず把握し、本試験の論点となるポイントを中心に、知識を習得するように努めるとよい。</p> <p>②労働保険料の届出や納付時期を一覧表などにまとめ、同一のものは一緒に覚えるようにするとよいだろう。</p>				
<b>単位修得の方法</b>				
<p>レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。</p>				